

No. 161(2018/8)

Cartier International AG and others v British Telecommunications Plc and another [2018] UKSC 28

連合王国最高裁判所 2018 年 6 月 13 日判決

ーサイト・ブロッキング命令の実施に関するコストの負担についてー

明治大学情報コミュニケーション学部
准教授 今村哲也

1. 事案の紹介

(1) 事実の概要

Cartier International AG ほか(以下、X とする¹⁾)は、「Cartier」、「Montblanc」、「IWC」といった著名な商標の下で高級品をデザインし、製造、販売するスイスやドイツの 3 社である。British Telecom ほかは、英国でサービスを提供する最大級のインターネットサービスプロバイダ(以下、ISP とする)²⁾の 5 社である。

X は、対象となるウェブサイトへのアクセスを可能にすることが目的の他のさまざまなインターネットアドレスに加えて、X の製造、販売する商品の偽造品を宣伝し販売する特定の「対象となるウェブサイト(target websites)」へのアクセスをブロックし、またはブロックを試みることを ISP に求める差止命令を得るために訴えを提起した。なお、ISP は、その加入者が、利用可能な情報にアクセスするネットワークを提供するが、コンテンツの提供、保存は行っていない。また、ISP 自身は、関連する X の商標を侵害しているものではない。

第一審であるイングランド・ウェールズ高等法院(以下、高等法院とする)は、差止請求を認容し、ISP にウェブサイト・ブロッキング命令の実施費用を含むコストを負担することを内容とした命令を出している³⁾。第二審のイングランド・ウェールズ控訴院(以下、控訴院と

¹ 一審では原告(Claimants)、二審では被控訴人(Respondents)、上告審では被上告人(Respondents)である。

² 一審では被告(Defendants)、二審では控訴人(Appellants)、上告審では上告人(Appellants)である。

³ *Cartier International AG & Ors v British Sky Broadcasting Ltd & Ors* [2014] EWHC 3765 (Ch) (13 November)

する)は、ISP の控訴を棄却している。ISP による連合王国最高裁判所(以下、最高裁判所とする)の上訴は、実施コストの点のみに関係している。最高裁判所において主要な争点となったのは、X がウェブサイト・ブロッキング命令を実施(履行)するためのコスト(費用)を負担する必要があるかどうかである。

ウェブサイト・ブロッキングを導入するためのコストは、運用される技術や本件各 ISP のビジネスモデルによって異なるが、本件では以下の 5 つのカテゴリに分類されている⁵。

(i) . . .

全 12 ページ。以下目次のみ。

(2) 判決の内容

(3) 判決の理由

2. 解説

(1) 商標権侵害に関するサイト・ブロッキング命令の権限について

(2) サイト・ブロッキング命令の実施に関するコストの負担について

① *Newzbin2* 事件

② *Cartier* 事件

(3) 結びにかえて

2014).

⁴ *Cartier International AG & Ors v British Sky Broadcasting Ltd & Ors* [2016] EWCA Civ 658 (06 July 2016).

⁵ *Cartier International AG & Ors v British Telecommunications Plc & Anor* [2018] UKSC 28 (13 June 2018) [5].